

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 25 日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人全国建設業協会

東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について、厚生労働省より注意喚起のための通知が出ている旨、国土交通省担当官より情報提供がありました。

つきましては、必要に応じ、貴会傘下会員に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具
(担当：事業部 吉田)

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に係るがれき処理に係る労働災害防止対策については、平成 23 年 3 月 28 日付基安安発 0328 第 2 号、基安労発 0328 第 1 号及び基安化発 0328 第 2 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について(その 2)」等によりその徹底について指示しているところである。

このほど、がれき処理作業に係る安全衛生対策の Q & A を別添のとおり策定したので、復旧工事を行う事業場等に対する周知、指導に遺漏なきを期されたい。

なお、当該 Q & A の周知に当たっては下記に留意すること。

記

1 発注者、事業者、作業従事者に対する啓発指導について

がれき処理に伴う労働災害防止上配慮すべき事項について、別添のとおり、発注者、事業者、作業従事者に向けた Q & A 「がれき処理に伴う労働災害を防止するために」を作成し、本省のホームページに掲載したので、これを活用して啓発しつつ指導を行うこと。

また、廃棄物の焼却作業を行う事業場に対しては、上記 Q & A と併せ、平成 13 年 4 月 25 日付基発第 401 号の 2 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」についても併せて指導すること。

2 その他

防じんマスク等の保護具の着用方法について専門家による指導を希望する事業者に対しては、社団法人日本保安用品協会が保護具アドバイザーを紹介している旨、情報提供すること。

平成 23 年 4 月 22 日

がれき処理に伴う労働災害を防止するために

1 がれき処理の際、粉じんや有毒な化学物質から身を守るためにどのような点に注意が必要ですか。

がれき処理によるけがや疾病・感染症を防ぐため、マスク、ヘルメット、ゴーグル、ゴム手袋、底の丈夫な靴等の保護具を使用するとともに、肌の露出を避ける服装で行う必要があります。マスクは、できるだけ国家検定合格品またはこれと同等以上の性能の防じんマスクをしてください。

また、複数人で行動する必要があります。さらに、がれきを高く積み上げると自然発熱・発火のおそれがあるため、高さ 5m 以上積み上げることは避ける必要があります（詳しくは、参考の各種資料を御確認ください）。

（参考）

- ・ [災害廃棄物早見表 廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」（平成 23 年）](#)
- ・ [災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル 廃棄物資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」（平成 23 年）](#)
- ・ [震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言（平成 23 年）日本学術会議東日本大震災対策委員会](#)
- ・ [東日本大震災の復旧工事において使用する呼吸用保護具の取扱いに関する特例について 厚生労働省労働基準局長通達](#)

2 こぼれている毒劇物を見つけたときはどうすればいいですか。

触れずに保健所に届け出てください。また、メッキ工場、農協の倉庫、漁協の倉庫、クリーニング工場などのがれき処理では、危険有害な化学物質が取り扱われていた可能性があるため、金庫、鍵付きロッカー、ポリタンク、薬用瓶等には不用意に触らないようにしましょう。

（参考）

- ・ [東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について 厚生労働省医薬食品局事務連絡（3 月 30 日）](#)

3 トランス、コンデンサ等を発見したときはどうすればいいですか。

古いトランス、コンデンサ等で PCB が含まれているものがそのまま工場に

保管されていることがあります（新しいものは問題ありません）。P C Bの飛散、流出等を防止する観点から、他の廃棄物と分別する、必要な漏洩防止措置を講じる等の特別な管理が必要です（詳しくは、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について 環境省（平成 23 年）」を御確認ください）。また、工場の床に直置きされているものでは、動かしたとたんに底が抜けるようなことも考えられるため、不用意に触らないようにしましょう。

（参考）

- ・ [津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について 環境省（平成 23 年）](#)
- ・ [ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理に向けて 環境省](#)

4 アスベストらしいものが吹き付けられた建材をみつけたときはどうすればいいですか。

アスベストの飛散やアスベストによるばく露を防ぐため、養生、散水、立入禁止、保護具の使用が必要です（詳しくは、参考の各種資料を御確認ください）。

（参考）

- ・ [災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省\(平成 19 年\)](#)
- ・ [廃石綿が混入した災害廃棄物について 環境省（平成 23 年）](#)
- ・ [目で見えるアスベスト建材（第2版）国土交通省（平成 20 年）](#)
- ・ [建築物の解体等の作業における石綿対策 厚生労働省（平成 21 年）](#)
- ・ [解体工事を始める前に 環境省](#)
- ・ [建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 環境省（平成 19 年）](#)
- ・ [建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い 建設副産物リサイクル広報推進会議（平成 21 年）](#)
- ・ 改訂版建築物の解体等工事における「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（平成 19 年） 建設業労働災害防止協会

5 破壊されて立ち入りの危険な建物等の解体等を行う場合はどうすればいいですか。

散水、薬剤散布等を行いながら、適切な呼吸用保護具（電動ファン付き呼吸用保護具以上の性能）を着用して解体してください。建物の四方は、当該建築物等の高さ＋2メートル又は3メートルの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生してください（詳しくは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル 環境省(平成 19 年)」を御確認ください）。

（参考）

6 燃焼しているがれきがある場合にはどのような注意が必要ですか。

火災等によりがれきが燃焼している場合には、風上に立ち、燃焼中のがれきに近づかないようにしましょう。燃焼後のがれきを片付ける際は、防じんマスクを着用しましょう。

7 化学物質による労働災害の防止対策について専門家を紹介して欲しいのですが。

[社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会](#)（本部Tel03-3453-7935）に御相談ください。

8 防じん（防毒）マスクの着用方法を指導して欲しいのですが。また、保護具について教えて欲しいこともあるのですが

最寄りの労働局を通じて、[社団法人日本保安用品協会](#)に連絡すると、直接、説明してくれるか、又は現地の保護具アドバイザーを紹介してくれます。

9 化学物質の名称はわかっているが、危険有害性がわからないときはどのように調べればいいですか。

当該化学物質を取り扱っていた会社に化学物質等安全データシート(MSDS)があると思われますので、御確認ください。なお、[安全衛生情報センターホームページ](#)に約2000物質のモデルMSDSが掲載されていますので、必要な場合は御確認ください。

10 がれき処理を行う際に注意すべき点を教えて下さい。

作業開始前のミーティングをしっかりと行うとともに、近接する場所で輻輳して作業が行われることもあるため、作業間の連絡調整を行うようにしましょう。

作業を行う際には、身体を保護するために、作業手袋、安全靴、保護帽などを身に付けるようにしましょう。

また、無理な姿勢で作業を行うと腰痛になるおそれがありますので注意しましょう。

11 がれき処理に建設機械を使用する際の注意点を教えてください。

ドラグ・ショベルなどの車両系建設機械を使用する場合には、車両系建設機械運転技能講習修了の資格が必要です。（車両系建設機械の機体重量が3トン未満の場合は、特別教育を受けていれば運転の業務を行うことができます。）

（技能講習や特別教育を実施している機関は、最寄りの労働基準監督署・労働局にお問い合わせ下さい。）

運転の業務を行う際には、資格を証する書面を携帯して下さい。

実際に運転の業務を行う場合には、周囲で作業をしている方がいないか注意して下さい。誘導者がいる場合には、誘導者の指示に従って下さい。

また、クレーン機能が付いていないドラグ・ショベルでは、荷のつり上げ作業は原則としてできませんので注意して下さい。

12 労働安全衛生法について知りたいときはどこに相談すればいいですか。

最寄りの労働基準監督署・労働局に御相談ください。